

みなかみ

見守り
新鮮情報
No.137

布団の処分や 点検を口実にした 強引な訪問販売 に注意!

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に**上がり込んで**押し入れを開け、座布団ではなく**羽毛布団**などを勝手に**出し**「このままではダメになってしまうので、**リフォーム**したほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には**高額**過ぎて支払えない。(80歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

周囲の人も
見守ろう



見守るくん

- 「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れていようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- 布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- 事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- 家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第446号(2023年3月7日)発行：独立行政法人国民生活センター

困った時の連絡先 みなかみ町地域包括支援センター

62-0540